

平成 26 年度 第 2 回 成田市保健福祉審議会

日時：平成 26 年 11 月 11 日（火） 13：30～16：10

場所：成田市役所 議会棟 3 階 執行部控室

参加：審議会会員 9 名（欠席 6 名）、事務局

議題：(1) 総合保健福祉計画（素案）について

(2) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

(3) 第 4 期障がい福祉計画（素案）について

(4) 第 6 期介護保険事業計画（素案）について

議事

開会

事務局：ただ今から、平成 26 年度第 2 回成田市保健福祉審議会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます社会福祉課の渡辺でございます。よろしくお願ひ申し上げます。まず初めに、金崎福祉部長よりごあいさつを申し上げます。

金崎部長：皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。また、日ごろより本市の保健福祉行政の推進に、格別のご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。本日は、総合保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、第 4 期障がい福祉計画、第 6 期介護保険事業計画と、4 つの計画につきまして素案がまとまりましたので、議員の皆様にご意見を頂戴するものでございます。後ほど担当よりご説明いたしますが、今後の保険福祉のあり方、また施策、事業についてご専門の立場からご意見、ご提言等頂けましたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：続きまして、亀山会長よりごあいさつを頂戴したいと存じます。亀山会長、お願ひいたします。

会長：皆様、こんにちは。今、部長からもお話ございましたけれども、大変お忙しい中、また陽気も定かではなくて、ご体調が定かでない方もおられるかもしれませんが、今、部長のお話にありましたように、この間、委員の皆様方から出されました内容等々踏まえて、事務局のほうで素案を作っていましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

事務局：それでは、審議会設置条例第6条によりまして、今後の議事進行は亀山会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、委員の皆様方のご協力をお願いしたいと思います。議事に入らせていただく前に、会議が公開ということになっておりますので、非公開とする議案に該当しておりませんので、成田市情報公開条例第24条に基づいて、公開して開催することになります。それでは、傍聴に関しまして、事務局のほうからお願いします。

事務局：本日は1名、傍聴希望者がおります。

会長：ただ今、事務局からお話しがございましたけれども、1名の傍聴希望がございます。現在、会議室前でお待ちいただいておりますので、傍聴人の入室を認めてよろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

会長：それでは、傍聴人の方、お入りください。

(傍聴者入室)

会長：それでは、議題に入らせていただきます。まず、議題(1)「総合保健福祉計画(素案)について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

(1) 総合保険福祉計画(素案)について

事務局：総合保険福祉計画(素案)について説明

【質疑】

会長：ありがとうございました。議事の進行に関しまして、事務局のほうでご報告される場合、座ったままでも結構ですので、以後よろしくお願いいたします。それでは、ただ今ご報告ございましたけれども、ご質問、ご意見等ございましたら、少し膨大なものですから、もし差し支えなければ何ページということをご指示いただければ助かります。よろしくお願いいたします。どうぞ、委員の皆様方、ご質問、ご意見等ございましたら。

中山委員：すみません、たくさんありますが、まず35ページの図に「利用者支援専門職員」

というのが下から 2 段目の右側にあるのですけれども、この「利用者支援専門職員」というのは市役所の職員の方だと思うのですけれども、これは有資格か何かあるのでしょうか。福祉士の方とか、そういった資格を持った方が支援にあたられるのかどうかということをお教えいただきたいということです。それから 38 ページ、主要事業のところ「シルバー人材センターの充実」というのが真ん中辺の○の 2 番目にありますけれども、障がい者の方の就労支援もそうですけれども、積極的に仕事を見つけるという作業があまりなされていないのが現状の中、計画案はすごく良いものだと思うのですけれども、それをきちんと推進していけるような実行にあたって、どうも今なされていないので、どういうふうに、積極的に仕事を探していく作業をされるのかということが、書かれていないので、どう考えていらっしゃるのか。39 ページ「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり」の「(2) 移動支援の充実」、主要事業の 3 番目のオンデマンドのことですけれども、私は昨日知ったのですが、現状として土日は、オンデマンドは対応していないということです。例えば、市役所や福祉館でのいろいろな講演会のときに、足がなくてオンデマンドの交通を頼みたいという場合に、土日の開催が多いものですから参加できないという声を聞いたのです。ですので、その辺はどうやっていこうと思っているのか。それから移送サービスについても、ご近所の方で高度機能障害の方がいらして、病院に通うのに、かなり前から予約をしても抽選に外れて、当たったためしがないという現況なのです。それで、この中に書いてあるし、実際やっているのですけれども、実行しようとするとうまく回っていない状況があるので、そこをどう落としていくつもりなのか。それから、44 ページの「子どもがのびのび育つまちづくり」の中の一番下から 2 番目の主要事業の中の、「教育相談の充実」ですが、この教育委員会の教育指導課の方々はほとんど元学校の先生です。失礼かもしれないのですけれども、学校の先生に相談しても、らちが明かないのです。例えば、いじめられている子がそれに相談に行くと、いじめられているほうが悪いみたいなことを、言葉では言わないのですがニュアンス的に、におわせる先生が結構多いのです。いじめる側にも問題があるというか、「かわいそうな子なんです」といじめる側をかばうことが多くて、いじめられている子をかばうよりもいじめる側の子どもの問題を重視する先生が多くて、いじめられている子どもたちが守られないという現状があるのです。ですので、この教育指導課の場合、実際相談をしやすいというところであれば、いじめられた経験のある人とか、そういった人があたるといいと思うのですが、その支援にどういう人があたるのか。それから、56 ページの上の「2. 行財政の効率的運用」のところではっきり言って、「効率的な運用をする」というのは誰もが言うのですけれども、実際効率的な運用ができるかどうかというのは、職員の意識もそうですけれども、

どうしたら組織的に効率的に運用をすることになるのかという枠組みができていないとできないと思うのです。書かれているだけではなくて、具体的にどう進めていくのか。55ページの「1. 計画の推進」のところに「年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに」という3行があるのですけれども、ここはすごくいいと思うのです。実際、評価して良くするのはいいのですけれども、動く現場がきちんと動いてくれないと連携はうまくいかないと思うのです。連携をうまくするのにどういうふうにしていくというのがここに書かれていないので、どうするつもりなのかをお聞きしたいと思います。それから、56ページの第2章「1. 市民、家庭に期待される役割」とあります。ここが一番大事なところなのですが、一番落ちているところだと思うのです。先ほどボランティアが少なくなっているということで、期待をしても、それに応える市民が少ないのが現状です。その市民に対して求められますけれども、そのボランティアということをどういうふうに啓蒙していくか。講座を開くとか、何かそういうことだけではなかなか広がりがないので、どうしてこうかと考えているのかが少しつかめなかったなので、そこを教えてくださいませんか。

会長：主に7点ほどでしょうか。効率的な運用のところはかなり総論的な問題だと思います。

中山委員：どちらかという結論なのです。

会長：基本的な内容の部分ですけれども。それでは最初の35ページから、関連する事務局の方のほうで答えをお願いしますでしょうか。「利用者支援専門職員」ですか。もしあれでしたら、他にお答えできるところからお答えいただいても構いません。

伊藤（幸）課長：38ページのシルバー人材センターの仕事で、どのように集めていくかです。こちらは、シルバー人材センターにはプロパー職員がおりますので、その職員が事業所を回ったりしまして仕事を集めております。

中山委員：それは知っているのですけれども、実際問題、全然積極的に営業をしていないのです。なぜかという、シルバー人材センターに主人が関わっていて、いろいろな所に営業へ行ったらどうかと言っても、職員はシルバー人材センターの所に座っていて、全然外に営業に行っていないのです。「行ったほうがいい、ここなんかあるんじゃないか」と意見を持っていても、全く動かないのです。その現状を見ているから、そうではないようにどうするのですかということをお聞きしたいのです。こうやって行に書くのは簡単なのですけれども、実践の

ところで、現場で動いていないということを申し上げたいのです。「やっています」と言うのであれば、仕事が増えているならいいのですが、ここ 5 年くらい関わっているのですけれども、仕事の内容は全然増えていないのです。「やりたい」とシルバー人材に登録する人は増えているのです。ですので、今、ワークシェア状態で、皆さんで無い仕事を分け合ってやっている状況ですから、無い仕事を分け合うのではなくて、仕事を増やしていく、積極的に仕事を探しに行くという作業を、シルバー人材センターの職員がもっとやるべきなのに、やっていないから、そこをどう落としていくのかを書いてほしいということです。

伊藤（幸）課長：シルバー人材センターには、法人ということで理事長、副理事長、事務局長がいらっしゃいます。そちらのほうからの指導という形で、積極的に仕事の開拓をしてほしいということを伝えていきたいと思います。

中山委員：これは障がい者の方の施設も同じです。だから、努力してくださいということしか言いようがないのですけれども。

神山課長：同じ 38 ページ、「障がいのある人の就労促進」というところなのですが、施策の方向にも記載があるのですが、「障害者就業・生活支援センター」という機関があります。これと、職業安定所（ハローワーク）の呼び掛けによりまして、今現在つくられている、自立支援協議会の中に、「就労部会」というものを設けてありますので、その就労部会が動いて、企業に声を掛けて、就職の説明会であったり、仕事の内容の説明であったりといった機会をつくって、障がいのある方の募集と支援を促進しているという現状がございます。

中山委員：言い忘れてしまったのですけれども、障がい者の方が就労する場合にジョブコーチがいると思うのですけれども、今、数が足りないのです、その育成についての支援をしていく。その人がいないとできないから、障がい者の方とジョブコーチと、結局 2 人就職するような形になってしまうと思うのです。その部分が、企業がジョブコーチを雇うのか、市がジョブコーチを付けてあげて一緒に就労する障がい者の方を支援するのか、どこまで踏み込んだことを考えていらっしゃるのかが、「支援します」しか言葉が書いていないので見えなかったのです。どこまでやりますということがお分かりになれば、計画の中に含まれているのかを教えていただければと思います。

神山課長：人的な数が足りないというところはあるのかもしれませんが、先ほど申しました障害者就業・生活支援センターにジョブコーチがおりますので、その方が、

中心になって障がい者の就労支援をやっております。ただ、言われたとおり、数的な不足というのはあるかと思imasので、今後ということになるかと思imas。

湯川委員：補足していいですか。今、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行されます。実施主体は、全て基礎自治体になっていきます。その中で、中間的就労を推進していこうと。だから、福祉的雇用や一般雇用ではない、障がい者雇用はまた別に法的に決められているのですが、中間的就労、例えば発達障害の人とか統合失調症の人たちに関しては、予算が付かないのですけれども、やはり社会福祉法人が中心的にやりなさいということはかなり厳しく言われております。その時に、それぞれの社会福祉法人が、例えば統合失調症の子を雇用するとなれば、自分たちの手で就労支援担当者をしっかり育成して、今、県もそれを進めようとしています。ジョブコーチは「ナカポツ」と言われているところで、そういう人たちとの連携を取りながら、自分たちの職場で就労支援担当者も置いて、就労が継続できるように、今から組み立てているところで、多分広がりが出てくると思imas。よろしいでしょうか。

中山委員：予算措置がないのはつらいですね。ありがとうございました。

会長：他のところでお答えできるところがございましたら。

伊藤（幸）課長：オンデマンドの関係を先にいきます。先ほど、土日の運行ということだったので、今は市内全域ですが、その前に4地区で行っていた時、土日も運行をしていました。ところが、利用者が少ないということで、費用対効果の面から、利用者が少ないというのは問題があるかなということで、市内全域になったときには土曜日は外してあります。

中山委員：分かりました、ありがとうございます。この先、見直しをするようなことがあったらいいですね、としか言いようがないです。

会長：他の点で、お答えいただけますでしょうか。

高田課長：まず、56ページのほうでお話がありました、効率的な運用というところでございます。具体的にこの総合保険福祉計画をもとに、私どもは5カ年計画で細かい事業を展開しています。5カ年計画の各事業については、毎年ローリング作業を入れまして、評価と予算の兼ね合い、費用対効果ですとか、その辺を毎年

繰り返しやっております。それをイニシエートするような形で現れていると思います。そういった意味で、今後につきましても費用対効果、効率的にというところは主として毎年見ていく。ただ、一度始めました事業はそう簡単には終わることができないということもありますので、その辺はできるだけ無駄のないように事業展開をしていこうと思っております。あと、もう1つ、56ページのボランティアのところでございますが、確かに、年々ボランティアを担当されている方が減っているということでございます。基本的に、ボランティアセンターを運営しておりますのは社会福祉協議会でございますので、この辺につきましては継続して事業をやっておりますが、さらに、ボランティアに行かれる方が魅力的な活動なり何なりということで、社会福祉協議会と協議しながら、事業展開を続けていきたいと考えております。

中山委員：行政の効率的運用のところなのですが、この間「認知症メモリーウォーク」というのがありました。初めてだったものですから、非常にいろいろなことが、ずさんといったら申し訳ないのですが、計画の段階でノウハウがなかったものですから、生涯スポーツ課が「POP ラン」をもう何十年もやっておりますので、それを踏襲して、規模は小さいですけども、ある程度ノウハウを聞いてやったらどうですかという意見を出したのですが、全く活かされませんでした。そして、福祉部の中でも、例えば高齢者福祉課と別の課がありますと、隣同士に座っていても全く意見が交換されていないで、同日に企画が重なっている。講演会が重なっていたという事実がこの9、10月で何件かあったのです。そういうことが、担当者が同じ福祉部にいても分かっていない。まさに、縦割りどころではなく個人割りになってしまっている状況で、効率化と言われても全然非効率です。同じ日に同じ対象者に対する講演会が組まれていて、場所が違う、時間が同じということが9、10月でかなりあったのです。それとか、ボランティア協議会のほうに投じてあるからボランティア協議会が全部仕切ってやったことだけでも、チラシづくりだったのですが、チラシを作る人たちに全然広報が行き渡っていないで、行きたかった人がたくさんいたのに、50人という枠に全然達しないまま、1、2週間前に突然「きてくれ」みたいな電話が掛かってきたりとか、広報の仕方が上手にできていないで、せっかいい講師の方で内容はすごく良かったのですけれども、聞きたかった人が聞けなかったとか、このところ数カ月で、そういった非効率が目に余って私の前になだれ込んできたので、「効率的に運用します」というお言葉だけではそのまま受け取れない。福祉部に関しては、特にそれがこのところ目立ったことがありました。隣に座っている席の人が違うことをやっても、課の中で共有して、同日に企画をしないようにするくらいのことは、当然あってしかるべきだと思います。

それができていない現状の中で「効率的にやります」というお言葉では納得がいかないのです。会議ばかりたくさんになってしまうかもしれないですけども、職員の中での情報の共有をどうするかということを中心に落としてこない、これはすごくまとまっていて、いい計画だと思うのですけれども、文章だけになってしまうのではないかという危惧を持っているのです。そこをどうしますかということ、伺いたいと思います。

会長：今の件で、事実経過も含めてお答えいただけますか。

金崎部長：具体的に、何と何が重なったのか教えていただけますか。

中山委員：何だったかぴんと来ないのですけれども、このところ 9～11 月のほとんどの土日が、市の 60 周年もあっていろいろな福祉関係の企画があつて、今回も遠山先生のか何かがありますか、それと今月 15、16 日は産業まつりが重なっていたりとか、必ず何かしらと重なるような形で、行きたいけれども行けないという状況が結構あつたりしているのです。同じ課の中でというのは、昨日、オアシスの会の人たちから言われたのですけれども、何かは具体的に覚えていないのですけれども、かなり重なっていて行きたいけれども行けないものが多いという話もあつたのです。

金崎部長：少し分からないのですけれども、敬老会は毎週のように開かれていますので、それはあつたかもしれないです。例えば、健康・福祉まつりと敬老会は確かに重なったのですが、敬老会は 16 地区でやっていますので、どうしても重ならざるを得ない部分があります。それはご理解いただきたいのですが、同じ課で同じ行事をやったということは、多分ないと思います。

中山委員：同じ課ではないと思うのですけれども……

高木部長：遠山先生というお話があつたのですけれども、医師会か何かの関係ですか。がんの検診を受けましようみたいな。

中山委員：それだったかな。それと何か重なっているとされたのです。

高木部長：もしそうであれば、医師会の主催であると、成田市は後援という形は取っているのですけれども、医師会の講演だとすれば、医師会で日程を組みますので、うちのほうと重なっても、その部分は申し訳ないのですけれども、仕方がない

かと。講演は、もしそのがんの関係であれば、確か、後援という形で成田市はしていたかと思いますが、日程まではうちから調整してくださいというお話はできませんので、もしかしたら重なっているとすればそういうことかなと思います。【事実関係について：11/15 中央公民館で遠山先生の講演会
主催：「成田革新懇和会」（国民が主人公の政治をめざす成田市民の会）】

湯川委員：関連で、いいですか。多分、計画があるけれども、効率よりもやはり効果だと思えますし、達成がどうあるべきか、この計画において、どこをどのように評価していくのかということ聞かれていると思うのです。55 ページにある P D C A、デミングサイクルを回していこうと思えば、あるべき姿をどのように表すかと。これは上位計画ですから、多分、それぞれの計画において、定量的に分析していかなければ、「やりましょう」「何となくできたかな」ということになっていくと思います。P D C Aをきちんと回すためには、それなりに、自分たちの目標達成がどこなのかということを明確にされていったほうが良いと思います。まだ質問の途中で申し訳ないのですが、関連して 40 ページのところも、例えば一番最後の主要な事業ということで、100%でいくのかは分からないですけれども、「第三者評価の受審」をどれくらい受ければ達成とするかとか、今からどれくらいの人材確保を成田市が必要としているのか。それに対して 5 年間の何年は何人くらいを確保していくとか、そういった具体的なものに落とし込まれていくことで、それができているかできていないかの評価につないでいく。そうしなければ、アクションにはつなげていけない部分がありますので、あまりにも文言が並んでいて良いことを記載されていらっしゃるけれども、実際のところ、それが達成できるかどうかという危惧があるということではないでしょうか。ただ、それぞれの計画には定量的に分析できるように書かれていると思いますので、そことうまくつないでいただければと思います。

会長：今の湯川委員のご意見を賜って、評価等に関連してまたお考えいただければと思いますが、あと中山委員のほうからご指摘された内容でお答えを……

中山委員：湯川委員がおっしゃったようなことを言いたかったので、できれば、そこを落とし込んで、せっかくいい計画ですので、実行していけるということが実感できるようにしていただきたいと思っています。どうしても横のつながりが少ないように感じますので、ぜひその部分を、せっかくいい計画を立案していらっしゃるの、それを感じ取れるような運用をしていただきたいと思っています。

会長：中山委員のほうから、39 ページ、コミュニティバスの運行とか移送サービスの問題

に、お答えお願いできますか。

中山委員：移送サービスは、今、非常に求められているのですけれども、やはり数的に少ないようです。それこそ湯川委員がおっしゃったように、数として増やすと当然費用がかかりますので、枠を増やすというのはなかなか難しいとは思いますが、今、求められている部分はすごく多いので、どこを目標にしていращやるのでしょうか。

伊藤（幸）課長：移送サービスの関係なのですけれども、社会福祉協議会会長がいращやいますが、社会福祉協議会の事業に、市のほうから補助金という形で出しています。事業自体は、高齢者であれば介護認定を受けた人が主な対象者になっていまして、歩けない方とか1人では出歩くことができない方が対象になりますので、家まで迎えに行つて、病院で、車いすなりで受診の所まで連れていっあげて、また、帰り、受診が終わつたら家に送り届けるという形なもので、1件に関わる時間は長くなるのがかなり多いです。たまに、その合間に行くときも、中にはあるらしいのですが、そういったケースは少ないということなので、なかなかうまく時間を使い分けることができないのではないかと思っています。要するに、診療時間が決まっていれば、違う人を運んだりすることができるのですが、診療時間は決まっていないので、その辺が難しいのかなと思います。

中山委員：実情がよく分からないので、副会長、何か。

青木副会長：移送サービス担当が、今、何人くらいいますかね。その方が電話を受けてやるという形なのですが、本当に個々のお客さんの要望によって、時間的なものというのは行つてみなければ分からない状態にあるのです。ですから、ある意味では非常に非効率かもしれないけれど、それが終わつて、改めて別、という形になるので、今は、朝、電話を受けて動いているようですけれども。

中山委員：メールで2週間前という話でしたよ。

青木副会長：そうなのですか。でも、電話を結構早く頂いているみたいで、予約の電話なのですね。

中山委員：2週間以上前に予約をして、その上に抽選で当たる、当たらないがあるのです。それで、全然使えないという話を聞いているのです。実際、何台動いているの

かとか全然分からないので、増やすことが可能なかどうか。聞いたところそういう方が多いので、それこそ数値目標として、できれば枠を増やすとか。今の言い方だと社会福祉協議会に全部丸投げしていると思えたのですけれども、何人くらい対応できる車の台数があって、運転手さんが何人いてということです。

金崎部長：6台です。

中山委員：そうすると、6人しか1日に運用できないわけですね。

青木副会長：運転手も6人です。

金崎部長：午前、午後と行ける場合もありますよね。結構、移送サービスの場合は遠くまで行っている場合もありますので、場所にもよると思うのですけれども。

中山委員：やっていますというのは、1台でも100台でもやっていることになるわけです。需要がかなりあるようなので、湯川委員がおっしゃったように、数値目標的にどうしていくかということが、どこかに落ちているとうれしいと思ったのです。「移送サービス事業の充実」という言葉でしか表されていないので、数値目標を頂けるといいかなと思います。

青木副会長：確かに、それだけの需要が出てきているわけですから、増やす可能性は十分にある。対応できるだろうと思います。

中山委員：車いすだと、車も当然特殊仕様になりますし、運転者の方も介護の資格で、講習くらい受けた人がいいかと思えますし、そう簡単にずっと増やすことは難しいとは思いますが、「充実」という言葉だけではなく、年次ごとに少しずつ増やしていくような数値目標がはっきり書かれているといいと思います。

青木副会長：そこで1つの悩みが、定年が65歳なのです。これは、70歳にしてくれという申請を交通機関に言っているのですが、いろいろあってできないようなのです。せっかくなれた運転手が駄目だということで、それは今、こちらのほうで何とかしてくれという話はしていますけれども、なかなか頑固な方がいらっやっして動かないのです。とにかく、今おっしゃっていることは十分理解しております。

金崎部長：福祉有償運送運営協議会でいろいろ決めているのですけれども、やはり安全面が最優先ですので、そういうことを考えると65歳というところで、それは協議会から強く言われていることですので、なかなか難しいと思います。

青木副会長：実際に、年齢的に70歳でも全く問題ないですから。結局、タクシー業界の方が、例えば65歳で定年になってこちらへ来て、働けないという状態になるわけです。そうではなくて、この辺を伸ばすということは、こちらの言い分かもしれないけれども、なかなか認められないというようなところです。

中山委員：そこも含めて検討していただけるといいかと思います。

会長：よろしくお願ひいたします。先ほどの35ページの利用者支援専門職員のご説明は頂きますでしょうか。

金崎部長：ここは、うちのほうの調整不足のようですので、また追って提示させていただきます。申し訳ございません。

中山委員：もう1つ、これは大事なことなので。40ページの「5. 人材・事業所の育成・確保」の施策の方向(1)の4行目に「ホームヘルパー、ケアマネジャーや保育士など、福祉に携わる専門職を対象に、社会福祉法人等と連携して体系的な研修を実施し、知識や技術等サービスの質の向上を図ります」となっていますが、この連携を実施するところは市がやると受け取れるのですが、これは市がコーディネートしてくれるということですよという確認です。

伊藤(幸)課長：ホームヘルパー、ケアマネジャーに関しましては、市で講師を呼んで研修会をするときに、講師の費用を出しています。

中山委員：それは分かるのですけれども、2行目に「連携し」という言葉があります。連携とは、私の理解では市がコーディネートをして、例えばホームヘルパー、ケアマネジャーというのは同じ福祉業界ですけれども、保育士さんは子どもの福祉ですので全く別業界になってくると思うのです。「そこをつなげる役として市が関わります」とこの文章から私は読み取れるのですけれども、それでよろしいですよという確認をしたいのです。この2行に、保育士の方たちと連携をしてやっていこうということを書かれていますよね。

伊藤(幸)課長：ホームヘルパー、ケアマネジャー、保育士が連携するという意味ではないと。

金崎部長：社会福祉法人と連携して、ホームヘルパーとケアマネジャーについてはもちろん関わりがある職種ですので、その人たちは一緒の場とか、別々の場ということもありますけれども、社会福祉法人の方に声をかけたりして研修をすると。保育士は保育士で。

中山委員：つまり、研修に関して社会福祉協議会と連携は取るけれども、例えばホームヘルパーとケアマネジャーと医療者とか、1つの事象に対して全部が関わらなくてはできないような場合といったときに、そこについては市がコーディネートするということがあったらいいと私は思っていたのです。私は「連携」という言葉をそういうことかと受け止めていたけれども、そうではないということですね。ホームヘルパー、ケアマネジャー、医療者、歯科診療とか、そういったところと書いていますね。研修を実施するだけで、それぞれに対して個々に連携はするけれども、そこをまとめて、1人の人のためにチームを作ってやるというところをコーディネートするとは考えていないのですね。

金崎部長：例えば高齢者の場合ですと、「地域ケア会議」がそれにあたるかと思うのです。地域ケア会議といいますのは、各地区社協単位で行おうと思っているものなのですけれども、例えば1人の困難ケースがいたとしたら、それに関わる全ての人が集まって、その人に対してどういう支援をしていこうかと話し合う場なのです。そこから、例えばこういうサービスがあったらいいとか、もっと政策的にこういうことが決まっているといいとか、将来的にはそういうことを話し合っていたくような場にしたいと思っております。それはまた後で、介護保険事業計画の中でも出てくるかと思えます。

中山委員：高齢者だけなのですよ。

金崎部長：障がいは障がいのほうで、例えば自立支援協議会がありますので、そこはいろいろな当事者の方、事業者の方、行政、教育関係者、医療関係者、全ての方が集まっていますので、そういう場でいろいろな研修やお話をしたりという機会はございます。

青木副会長：地域ケア会議とか現行のものがありました、これは今度、地区社協とそういうものをやるということですか。

金崎部長：違います。地域包括支援センターが地区社協と一緒に圏域でやると。

青木副会長：地区社協ではなくて、地域的なものを考えているわけですね。

金崎部長：地区社協の方も入っていただくことはあると思うのですが、地区社協がやるのではなくて、あくまで地区社協の圏域でやるという意味です。説明不足で、申し訳ありません。

会長：あと、中山委員のほうで、ご質問のほう、覚えているところがございましたら。

中山委員：いえ、大丈夫だと思います。ありがとうございます。

眞鍋(知)委員：先ほどの研修等の話なのですが、40ページの(1)の主要事業3つ目の○の「県等が実施する研修への受講支援」というのは、具体的にはどういうことをお考えなのか。例えば、今、ケアマネジャーとかそういう人たちは、県で実施されるいろいろな必須の研修があつて、それに出るために事業所を留守にせざるを得ないという話が結構あると思うのですが、そういうときの支援ということも考えられているということなのでしょうか。

眞鍋(知)委員：地域包括支援センターだけに対してということですか。これを見ると、ケアマネジャーとか事業に関わっているいろいろな方たちに対する支援のかなと思ったのですが。

伊藤(幸)課長：今は3番目の「県等が実施する研修への受講支援」ということなのですが、直に市役所を通していくのは、市の職員も行きますけれども、地域包括支援センターの職員が主に行っています。ただ、個別の介護事業所の職員は、案内は出していますが、全てにおいて出しているわけではなくて、全体の何件かに案内を出して、取りまとめて、県に報告したりはしています。

中山委員：報告だけではなくて、金銭的な支援とか。

眞鍋(知)委員：何かいろいろな支援をしていただければ、多分助かる人たちも多いと思うのですが、一応今のところは地域包括支援センターの職員に絞っているということですね。

伊藤（幸）課長：金銭的な支援はありません。

湯川委員：金銭的な支援はないでしょう。申し込みをしているだけです。40 ページはもう一度見直しをされたほうが良いと思います。成田市として、どういう研修をするのかと。例えば、ヘルパーの初任者研修とかを、成田市さんは商工課のほうでやられていますよね。だから、そういう、今から携わる人たちを確保するための人材の研修をしていくんだとか、今、務めている人たちに関しては、私たちが社会福祉法人ですから、あらゆる研修がありますので、それに関しては自分たちの自助努力で行っているわけです。だから、こういう書き方をすると、どうなっているのかという質問になってくるので、成田市として何をしていくのか。研修はとても重要ですし、市内の社会福祉法人と体系的な階層別研修をするとか、それは、今からの中間管理職は大事ですから、もう少ししっかりとここは見直しをされて、分かりやすい日本語にそろえられたほうが良いと思います。その下もそうですけれど、第三者評価とか苦情対応とか、サービスの質の向上のために、こういうものをしていくんだということを表に出していけるほうが良いと思います。40 ページは、とても分かりづらい文章で、成田市さんは何をしたいのかという文章になってきますので、見直しをしていただくことをお願いいたします。

青木副会長：41 ページ、これはこちらには出ていないところなのですが、(1)の主要事業の中の4番目で「NPOの支援の充実（市民協働課）」となっているのは、何か担当ができたという話をちらっと聞いたのですけれども、そのNPOの担当の仕事の仕方というのは、これから育成とか、そういったものに携わって指導したり、何かそういったことまで踏み込んでいかないと、この前、聞いたところによると、来たのを連絡したり、集めたりする程度で、そこには何のために職員が配置されているのか分からないような感じを、私は受けたのです。ですから、これは私がNPOの係ですと言ったとしても、ではそこに、真剣になってNPOを育てるところまで踏み込んだ計画を作らないと、ただ右から左へ報告するだけで終わってしまうことが多いのではと思うのです。ですから、たまたまここに見たので、もう少し突っ込んだ形で仕事までやっていくというところをぜひお願いしたいと思います。それから、48 ページの「(2) 積極的な健康づくり」のところにあるのですが、よく使われている「健康寿命」と書いてありますけれども、「健康寿命」という言葉としては分かっているのですが、実際どういったことでそれが計れるのか。この前、たまたま新聞を見たら、男が71歳で女の人が74歳といった数字が出ていました。どういった形でそれが現れてくるのか分からないのだけれども、ここで健康

寿命を延ばすということのために、市として何をどこまで持ち上げるか。そういったようなことを、言葉としては分かるけれども、では実際何かということと分かりづらい言葉だと思うので、「健康寿命」という言葉だけ言っていて、実際にどういったことが健康寿命なのかということも分かっていないような気がします。分かっていた上でつくるのなら教えていただきたいし、これからの問題としてどういうふうを考えるかをお聞きしたいと思います。

伊藤（幸）課長：健康寿命というのは、最初、国が2010年に、23万4,000世帯を対象に全国調査をして推計した数字だそうです。2013年、昨年度も行って、男性は71.19歳、女性は74.21歳。2010年に比べてそれぞれ0.77歳、0.59歳延びたという話があります。成田市でこの数字は、実際、出せないの、今、成田市の健康寿命は幾つなのかと聞かれても、答えは出ないのです。

青木副会長：ないと思うのです。分からないのは分かっているのです。けども、ここに出た以上は、では、どういったことを目標に、この健康寿命というものを成田市の中で出したのかというのが分からないものだから。

伊藤（幸）課長：介護保険のほうで、介護予防などといったもので、地域で生活支援だとか、そういったところで介護にならない、人の手を借りなくても済むような寿命ということなので、介護予防事業といったものをしていくということになったのではないかと考えています。

青木副会長：そのとおりだと思うので、こういった形を延ばすのだったら、健康寿命にこだわらなくていいのですが、一人歩きできる、1人で全てができるという状態を長く保たせるためにという形だろうと思うのです。人に世話にならないでやっていけるということかなと、単純に解釈していますので、そういった言葉にもっと分かりやすくしてしまったほうがいいのかと思ったのです。

会長：よろしいでしょうか。NPOの件でありましたので、41ページのほうのお答えを。

青木副会長：多分、答える人がいらっしゃらないと思います。

会長：そうですか。よろしいですか。では、眞鍋委員、どうぞ。

眞鍋（知）委員：先ほども出たのですけれども、結局、「第4部 計画の推進に向けて」ということで55ページにPDCAサイクルが書かれているのですけれども、今

回出されている計画書を見ていますと、「P」はざっと書いてあるのですが、評価するための目標が書かれているものがほとんどないのです。例えば、先ほどの健康寿命を延ばすということであれば、どういう状態に延ばすということが分かれば評価ができるわけです。でも、健康寿命という、少しふわっとしたものを延ばすということだけだと、この次、実行して点検のところに入ったときに、何を点検していいかというのが分からなくなってしまうのではないかとという危惧があります。そうすると、このPDCAがうまく回らなくなってしまうのではないかと。そのために、具体的な評価目標というのを、ぜひ立てていただきたい。

高田課長：こちらの総合保健福祉計画、「総合」ということでございますので総論というイメージであります。これを基に、各障がい福祉計画や介護保険事業計画の中にそれぞれの数値目標等が出てきます。そこで、達成度を評価するという形になりますので、ご了解を頂きたいと思えます。

会長：他に委員の皆様方でご意見等ございますか。それでは、特になければ、今、お話がございましたように、それぞれの専門の計画のほうでご検討いただく内容があるようでございますので、総合保険福祉計画の素案につきましては、大筋ご理解、ご承諾いただいたということで、40 ページについては、先ほど湯川委員からご指摘がございましたけれども、文言等々につきましては修正等お願いしたいということで、よろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

会長：素案につきましては、承認いただいたということにさせていただきたいと思えます。次に、議題（2）「子ども・子育て支援事業計画（素案）について」、ご説明お願いいたします。

（2）子ども・子育て支援事業計画（素案）について

事務局：子ども・子育て支援事業計画（素案）について説明

【質疑】

会長：ありがとうございました。ただ今のご報告に関しまして、委員の皆様方からのご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

中山委員：先ほど質問して、お答えいただくのを忘れたものが1つあります。32 ページの

一番下、主要事業の「各種関係機関との連携による心のケアに関する相談・支援」です。教育指導課の先生ばかりが相談員にあたるのではなく、いじめにあったお子さんの親とか、本人が担当者になるということがあるのかないのかということ。それから、「こども 110 番の相談の周知に努めます」という言葉のところに、先ほどの素案のほうに電話番号が載っていて、「23-5110」という電話番号があるということ、私は今回初めて知ったくらいなのです。いかに知らせていないかということなので、どうやって知らせていくか。50 ページ「6. 計画の推進」の「(1) 計画の周知」の 5 行目の後ろのほうに「この計画の周知に努めます」とありますので、具体的にどう努めるのかということが記載されているといいのではないかと思います。例えば、京成駅の階段を降りていくほうの所には、大きく市役所のポスターが貼られたりするスペースがありますから、そういう所に広報を載せるとか、それから、JRのほうはそういうものがなかったと思うのです。ポスターだと貼られているのですけれども、広報は貼られていないのです。それから、イオンとかヨーカドーとか大型店舗にどこか市の掲載する場所をつくって、せっかくだいいいものがありますから、毎月の広報を載せるとか、「周知に努めます」だけでなく、具体的に書いていただいたほうがいいのではないかと思います。33 ページ、「基本施策 2 子どもの居場所・体験機会の提供」の一番下の主要事業の 2 番目の「ふれあい・交流を通じた若い世代の意識づくり」のところで、「高校生までの子どもの交流を目的とした児童ふれあい交流事業を推進し」とあるのですけれども、これについては具体的に何があたるのかが思いつかなかったのです。昔は「少年の翼」があって、あれは小学生までだったと思うのですけれども、高校生までの交流の事業というと思いつかないので、「国際ふれあいまつり」だったか、あれはあたるのかちょっと分からないので、具体的に書いたほうがいいと思いました。それは、上の「ふれあいひろば」のところが高校生まで含めて気軽にいられる居場所になっているのでいいと思うのですけれども、これも全然周知がされていないので、知っている子は知っているけれど、知らない子は全然知らないと思いますので、ぜひ周知というところに力をいれていただきたいと思います。それから、35 ページの主要事業の下から 3 行目「ライフサポートファイルの利用促進」とあるのですけれども、すみません、私はライフサポートファイルというのを、初めて今日、耳にしたのです。ライフサポートをするための計画書みたいなものだと思うのですが、これはどこで誰が作るのかがよく分からないので、ご説明を頂ければと思います。

会長：先ほどの件と関連していますが、お答えできるところでお願いできればと思うのですが。

宮崎課長：まず、教育相談をされる先生ということですが、それは正直申し上げまして、はっきりここではお答えしかねます。学校の教育相談、あるいは教育支援センターでもそうした相談にはよく乗っていますけれども、恐らく先生も当然含まれますし、専門の方も配置されているとは思いますが、具体的には把握しておりません。あと、児童虐待、家庭児童相談室の110番の関係なのですが、11月は児童虐待防止強化月間になっていまして、関係機関にはポスターを掲示させていただいています。広報には、連絡先・通報先等について掲載させていただいています。

中山委員：全然気づいていないのです。ごめんなさい。

宮崎課長：各イベントがございましたら、児童虐待の連絡先カードや児童虐待に関するチラシ等、そういったものをイベントのときに一緒にお配りしたりという取り組みもしております。それぞれの取り組みということになるので、少し細かい話になりましたので、周知という言葉でまとめさせていただいたということです。いずれにしても、そういった形で今、周知には取り組んでいる状況でございます。ふれあい・交流事業ということで、ふれあいひろばはご存じのとおり、小中高校生が一緒に集まって交流できる居場所ということで、こちらにつきましても、定期的に広報等で周知をさせていただいているところです。もちろん、ホームページにも掲載がございます。児童ふれあい・交流事業ということで、その下の文につきましては、乳幼児、あるいは異世代交流ということで、それぞれ世代が違う年代の子どもたちが一緒にイベントなりに参加できるような取り組みということで、児童ふれあい・交流事業を子育て支援課で取り組んでいるところでございます。

神山課長：35 ページのライフサポートファイルですけれども、作っている所は地域自立支援協議会です。先ほども申し上げましたように、当事者の方であったり、事業所であったり、行政も入るのですが、そういった協議会の中で「児童部会」というのをつくっております。その児童部会で検討して、内容をまとめています。ライフサポートファイルという名称にしているのですが、簡単に言えば個人の記録ということでありますので、保護者の方が活用していただくもの、分かりやすく言いますと母子手帳のようなイメージで思っていたきたいと思います。障がい者福祉課、子ども発達支援センター、各事業所に配布しておりまして、ご利用の方については無料で差し上げて、個人で記録をしてもらうということで活用してもらっています。また、ホームページに書式についても掲載してお

りますので、ぜひご覧いただければと思います。

鈴木委員：先ほどの33ページの「ふれあい・交流を通じた若い世代の意識づくり」は、子育て支援課ではなくて、教育委員会だと思うのですけれども、私たちの保育園には、ふれあい交流だとか年に3回ほど、中学生と一緒に、乳幼児が触れ合う機会があります。保育園のほうからも職業人体験ということで、中学校で保育園のお話をしたりする機会がありますけれども、多分、それは教育委員会のほうかなとは思いますが。

会長：ありがとうございました。事務局のほうからお答えございますか。

伊藤（昭）課長：保育園との交流につきましては、各学校が独自に行う「特色ある学校づくり事業」の中でやる場合と、教育委員会、教育指導課のほうで職場体験等を通じた交流ということも各種いろいろやっています。今回の主要事業の中には載せてありませんけれども、実際、そういった事業も行われております。

眞鍋（里）委員：教育相談で、中学校は、カウンセラーという形で、教育相談担当の先生もいらっしゃるのですけれども、小学校の子どものいじめとかは、今、学校でも結構、対策に一生懸命取り組んでいて、両方の動きだとか、もちろん親御さんに対して、その中で私も入れていただいています。もちろん、そういうところには、子どもの相談においても、ましてやお母さんたちもとっても悩んでいらっしゃる、不安だったりするので、そういうことに関しては皆さんきっと、小学校では相談に来たりとか、先生との連携も十分取れていると思います。

中山委員：実を言うと、幼稚園とか保育園の先生には皆さん相談しているのです。でも、小学校の先生には誰も相談しないのです。カウンセラーの人には相談するのです。どうしてもそういう目線を感じるのです。逆にいじめられているほうが、またいじめられてしまうような雰囲気になることが多いものですから、学校の先生には言わないというのが小学校の中ではあります。中学校はカウンセラーの方がいらっしゃるのです。そこに相談には行くみたいなのです。そういう傾向があるので、そうではない、相談しやすい人が相談にあたってほしいということが、私の希望なのです。うちの子はずっと数知れずいじめられてきて、小学校では全く受け入れてもらえなかったのです。逃げざるを得なかったのです。そういうことがあったので、相談できる相談員の先生がいることが、学校の先生で

はない方。結構、幼稚園とか保育園の先生には、卒業した後も相談に行っているのです。だから、そういう方になってほしいということがあるので、ぜひ、学校の先生だけでなく、ということを上上げたのはそういう意味なのです。今、答えはいいのですけれども、実際問題としてご検討いただければということです。そういう意見もあったので、学校の先生だけで占めるのではなく、多様な相談相手を、というところを考えていただきたいと思います。

眞鍋(里)委員：今、小学校のほうは、大体先生ではない人、私みたいな人がいます。結構、アンケートとかも採っているのです。

青木副会長：小学校には必要ですね。私もささやかな経験がありますけれども、やはり子どもがどこかで相談できる所があると、そこへ行くだろうし、担任との問題が起きたときには、どこにも行きようがないというのもあります。そういうような所が学校に1つあると、随分違うと思います。

事務局：今、頂いた意見については、また教育委員会に落としていきたいと思っています。

中佐藤委員：29 ページの「コモンセンスペアレンティングプログラム」は、私は初めて今日知ったのですけれども、これは実際どういうことをやっていて、これからどういうことをやるのかということ、もう1点が36 ページの上から2番目の○の中段、「要保護児童対策地域協議会を設置し」とあるのですけれども、これはどういうことをやられるのですか。教えていただけますでしょうか。

宮崎課長：まず29 ページの「どならない子育て練習講座」ということですが、こちらにつきましては、平成26年度から取り組んでいる事業になります。いわゆるしつけの練習をしましょうと。要は、どならないで子育てをしましょうというのが趣旨でございます。年間を通して7回を1セットとしまして、計2時間ずつなのですが、これはアメリカで開発されたプログラムだと思いますけれども、まず、市の職員、相談員、それぞれがその講座で講師をするための研修を受けまして、その上で講座を開設します。一般市民の方から公募をしまして、子育て中の保護者にお集まりいただきまして、子育てに悩んでいる保護者に対して、どならないで、あるいは暴力や暴言を使わないで子どもを育てていくということで、ロールプレイングも含めて、いわゆる練習講座ということで開催をしております。今、いろいろな自治体で取り組みを始めていて、かなり好評を博しているということで、今後も充実させていくということで考えております。

中佐藤委員：子どもを子育てしているという、この「子育てをしている」というのは、何歳から何歳くらいまでですか。

宮崎課長：一応、対象とすれば、もちろん乳幼時期から小学生、中学生とあるのですが、今年初めてということで、今回、成田市で行っている対象は、小学校1、2年生の保護者を対象としました。実は、公津の杜のなかよしひろばのほうでは、運営委託先において、同様の講座を乳幼児の保護者を対象に、子育ての練習講座を開催しております。取りあえず、今年初めての取り組みということで、小学校1、2年生を対象にしましたけれども、今後は乳幼児等もまた対象にしていきたいと考えております。あと、36 ページの要保護児童対策協議会ですけれども、こちらにつきましては、児童虐待に関しまして、早期発見、早期対応を図るということで、成田市の関係部署と児童相談所、あるいは警察、医療機関等、児童虐待に関わる関係機関がそれぞれ集まりまして、協議会という形を設置しております。その中で、実務者の会議であるとか個別支援会議といった、それぞれのケースごとに応じて、担当者レベルであったり、代表者レベルの会議を開いて連携強化を図るというものでございます。

湯川委員：44 ページの「地域型保育事業」ですが、例えば、家庭的保育事業は、平成 27 年から施行されるということで、まだ始まっていないということですよ。この事業所内保育事業は、もう何カ所か、成田空港などでは、既に行われているのでしょうか。こういう保育は、認可とはまた違っている部分になってくると思いますので、市としては、これからこういう事業をしたいのということです。あった場合には、届け出制なのか、何なのかということをお教えいただけますか。

宮崎課長：来年度、新制度ということで、新たに位置付けされた事業ですけれども、この小規模保育事業に関しましては、実は平成 26 年度から、事業の先取りということで、今、ちょうど公募中でございます。小規模保育事業については、市から改修費補助と賃料補助というものが付いています。一応、3 施設分ということで予算取りをしていますので、小規模保育事業については、今年度に関しては、現在 11 月 17 日までの申請受付期間ということで募集をしているところでございます。一応、来年度以降についても、同様に予算化しているところです。ですから、公募という形を取っていくと思います。家庭的保育事業、あるいは居宅訪問型保育事業についても、それぞれ補助を考えておりますので、公募という形で進んでいくと考えております。

湯川委員：なぜそのような質問をしたかという、やはり人数が少なく、閉鎖的ではないのですが、きちんとした方々に、特に家庭的保育事業等に関しては事業所がしっかりしたところでなければ、双方とも不幸なことになったりとか、私も今、消防のほうの委員をやっているのですが、やはり火災などが起きたときにどうするかとか、いろいろなことを考えて、事業所に対して、届け出制になるかどうか分からないですけども、公募の中で見極めをしていただきたいと思えます。かなり小さな規模ですから、保育をされる方も少なくなってしまうし、そういうところは、成田市としても留意していただきたいということで、質問させていただきました。

宮崎課長：いずれにしましても、この地域型保育事業を開設するにあたっては、市の条例のほうで認可基準、認可を受けるということになりますので、申請を受けて認可をします。その上で給付対象とするかどうかという、確認をする基準というのも条例で設けていますので、条例と、あるいは保育等の中で対応していきたいと考えております。

高橋委員：成田市の保育園の場合は、例えば今子どもを預けていて2人目を妊娠したときに、妊娠中は預けられないことになっていたと思うのです。

伊藤（昭）課長：保育の基準ですけども、基本的には、妊娠している場合には保育所に預けることができます。

高橋委員：できないと書いてあるのですが。

伊藤（昭）課長：育児休業を取っていない場合ですか。他の市町村では預からないところもありますけれども、成田市の場合は下のお子さんが1歳になるまでは育児休業中であってもお預かりしています。ただ、希望の保育所が定員をオーバーしている場合はお預かりできないというケースもあったかもしれません。基本的にはお預かりしています。

高橋委員：26ページに、子どもの教育についてということで、今、規約にあったとしても、例えば私どものように聞こえない人の場合、親が子どもに言葉の教育ができない。これは、子どもの教育に関することですので、そういう規約があったとしても、教育的な配慮ということで子どもを預けることはできないのでしょうか。

伊藤（昭）課長：親御さんに障がいのある場合には、就労しているのと同様に扱いますの

で、入園することは可能ですが、保育所が空いていないということでお預かりできないケースがあったかもしれません。そういったことがないように、この事業計画を策定していきまして、平成 29 年度までには待機児童を解消するというものですから、そういった要件の方はお預かりできるようになるかと思えます。

会長：委員の皆様、よろしいでしょうか。それでは、一部教育委員会とのご相談等のご指摘を頂きましたので、それを含めて「子ども・子育て支援事業計画（素案）」を承認という形でお願いしたいと思えます。

委員一同：異議なし。

会長：それでは、次の（3）「第 4 期障がい福祉計画（素案）について」、ご説明をお願いいたします。

（3）第 4 期障がい福祉計画（素案）について

事務局：第 4 期成田市障がい福祉計画（素案）について説明

会長：ありがとうございました。委員の皆様方のほうでご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

中山委員：1 つだけなのですが、45 ページの「4. 障がい児に対する支援の充実」の下から 4 行目に「配慮が必要な子どもが早期に必要な支援を受けることができるよう、健診の充実やこども発達支援センターにおける相談機能の充実に努めます」とあるのですけれども、実を言うと私の知り合いで、お子さんが障がいを持っていらして、それを判断するのに、彼女は自分の子は健常者だと思っていて、障がい者だと言われたときに、ものすごいショックを受けたのです。親への支援というのはここには書かれていないのですが、この発達支援センターのところには、親にも精神的な支援をすることも含めていらっしゃるのでしょうか。

神山課長：そもそも、こども発達支援センターは母子通所型になっておりますので、当然、お子さんの支援をやりますけれども、一緒に保護者の方も通っていただきますので、お子さんとあわせて、保護者の悩みであったり、どのような支援が必要かといったことも、併せて支援センターで対応している状況でございます。

中山委員：お子さんも当然ですけれども、ぜひ親御さんのケアも重視していただければと

思います。あともう1つ、成年後見制度の話なのですが、確かに今、行政が成年後見人になれるのですよね。市長ですかね。市民で後見人になるというのは非常に負担が大きなものがあると思うので、ご家族がいらっしゃれば問題ないのですが、ご家族がいらっしゃらない場合とか、遠くにいらっしゃる場合というのは、市になれる場合、なったほうが良いと思えることが多いのです。つまり、連絡がなかなか取れないとか、措置判断をするときにもなかなかうまくずっと動かないこともあるので、どうなのでしょうね。知り合いが、後見人になるために6カ月かかったのです。非常に大変なのです。

伊藤（幸）課長：成年後見人は、市長がなるのではなく、市長が申立てをするのです。裁判所へ申立てをいたしまして、裁判所のほうで選任をするということになります。

中山委員：申立てをして後見人になる方がいなかった場合は、行政がなるのではないのですか。それはまた個人がなるのですか。

金崎部長：いないということは、まずないのです。裁判所のほうで選任しますので、その方がどなたになるか、社会福祉士になるか、弁護士になるか、それはそのケースによってですが、裁判所が決めますので、どなたも該当しませんということは絶対ないです。

中山委員：大体、弁護士さんとか、ケアマネジャーとか、そういったところになることが多いのですか。社会福祉士か。

伊藤（幸）課長：ケアマネジャーはなれないかなと。

湯川委員：障がいもそうですけれども、高齢者の介護事業を使ってもらうためには契約しなくてはいけないのです。独居高齢者の方とか認知症の人たちになると、契約ができないではないですか。そこから必要になってくるのです。だから、やはり、市長のほうに申立てをさせていただいて、そして、契約できるような体制をつくっていただくということは、最近、かなり増えてきました。

中山委員：市民がなると、結構責任が重くて、なかなか探すのは大変かなと思います。認定されるまでに半年くらいかかるのです。それも、家庭裁判所だかに出頭しなくては行けなくて、向こうの指定した日に行かなくては行けないのですごく大変で、1回で済まないのです。何回かあって、この制度があるのはありがたいの

だけど、後見人になるというと、非常に大変なので、なかなか市民成年後見人の確保は難しいのではないかと。お1人で何人もというわけにいかないでしょうし、非常に難しい問題と思ったものですから、どういうふうに確保をするのか。例えば、民生委員の方をお願いするというのはありなのかと思ったら、民生委員のなり手がいなくなってしまうだろうなと思って、どういう方を想定していらっしゃるのかというのがあります。

伊藤（幸）課長：裁判所のほうで選任するのは、行政書士、弁護士、社会福祉士で、選任された方は、確か裁判所に登録してあったと思うのですが、1人で何人かを受け持っているような人もいます。

湯川委員：でも、中山委員のおっしゃるとおり、ものすごく大きな課題なので、後見人がいなかったらやはり大変なことです。これは県を挙げてでも対応しなくてはいけないことだと思います。成田市についても、確保に努めていただきたいと思っています。

会長：よろしいでしょうか。他に委員の皆さんで、ご質問、ご意見はございますか。特になければ、今の成年後見のことが、今後、ある程度課題にはなってくるかと思いますが、この障がい福祉計画につきましてはご承認いただいたという形にさせていただきたいと思っています。

委員一同：異議なし。

会長：それでは最後になりましたけれども、(4) 第6期介護保険事業計画（素案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(4) 第6期介護保険事業計画（素案）について

事務局：第6期成田市介護保険事業計画（素案）について説明

【質疑】

会長：ありがとうございました。委員の皆様方のほうで、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

中山委員：2点お聞きしたいのですけれども、67ページの10行目くらいに、後ろにも出てきます「生活支援コーディネーターの配置を検討します」ということになっていて、これは非常に必要だとは思っているのですけれども、こういった方がなるの

かというのが見えないのですけれども。

伊藤（幸）課長：生活支援サービス、これは今までにない、例えばひとり暮らし高齢者の見守りだとか、あるいは買い物といったサービスを開発するというか、作り上げること、また、そういったサービスを高齢者に提示することなどを行っていただくようになります。

中山委員：それをやるところが、80 ページに「②協議体の設置」ということで出ているのですけれども、ここに「NPOや民間企業、ボランティア、社会福祉法人などでの情報共有、連携強化の場となる協議体を設置し」となっていますけれども、この生活支援サービスは費用を取りにくいのです。実を言うと、生協でお助け隊みたいなものを行っているのですが、実際、やってくれる人がいないのです。コーディネートしたくても、それをやってくれるボランティアというか、半分ボランティアみたいにしてやらないと費用的に高がついてしまうので、実際問題苦しいのです。これはなくては困るのですけれども、本当に実施できるのかどうか、そこをどう施策として立ち上げるのか。予算措置も付けられないだろうし、書いたはいいけれど、実施できるのかという疑問が非常にあります。実際、私は生活クラブという生協で、これを10月から始めたのです。それで、もう2回動いているのですけれども、これは報酬ではなくて謝礼という形にしていますので、賃金ではないので最低賃金に見合わないお金なのですけれども、そうでもしないと、利用する側もされる側も困ってしまうのです。それを広げていくのが一番いいのですけれども、自助・互助・共助と言ってやっていますよね。その中でやっていくしかないのだろうけれども、昔は地域の人が見守りをしたり、隣がゴミ出しは重いから出してあげるよというようにできたことが、今はできない状況にある中で、地域の再生というところがあれば、これがすんなりいくと思うのですけれども、地域の再生自体ができていない、崩壊した状態の中で、町会も崩壊しているような所がありますけれども、そういう結成率が低い中でどうやっていくのかなど。文言は非常に素晴らしいのですけれども、実行という面で、私は、これは非常にものすごい難題だと思うのです。

湯川委員：成田市さんは、本当に、今この時期にこれだけよくまとめられたと思います。まだ総合事業に関しては見えない部分がたくさんありますので、正直言って誰もが分かりづらい介護保険になりまして、大変複雑で、多分、これを理解して1つずつの事業にしていくというのは、平成29年はもう少し前倒しできませんかと言いたいくらいなのですけれども、完璧にインフォーマルになっていくと思います。インフォーマルを充実させていかなければならない総合事業になっ

てくると思います。私も、支援課長からのお話を聞いたばかりなのですけれども、訪問介護と通所介護ですよね。その通所介護事業所がボランティアによる運営の通所介護事業とかになってくるわけです。だから、今までの制度外の部分のインフォーマルをどれだけ充実できるかの勝負だと思うのです。だから、多分ここまでまだ総合事業が出たばかり……出てだいたちますけれども、計画の中に落とし込まれただけでもよく理解されて、具体的にどういう事業にどうしていこうというのは、今から模索していかなければならない、とても大きな課題だと思います。それを書いてあるのが、1ページの下から10行目のところなのですけれども、大きいのが「医療介護総合確保推進法」と「介護・予防通所介護の見直し、特別養護老人ホーム入所基準の厳格化、費用負担の見直し、総合事業の義務化」、「在宅医療と介護の連携強化」、これを、地域包括ケアシステムを用いながらどのように組み立てるかということが、多分、今の段階では、今から協議会等を立ち上げられて、生活支援コーディネーターも今、国の研修は終わったのですか。国の研修を今やっているのですか。県の代表が国のほうに行って研修を受けていると思うのです。そこからやっどどんな人なのか、「どういことを私たちするの？」というのが、今度は市町村に落ちてくると思います。そこからどのように組み立てていくのかということに多分なると思いますので、大変ですよ。

中山委員：大変すぎるものを載せたなと思います。

湯川委員：地域包括ケアシステムはどうなるのという感じです。でも頑張ってください。今の計画で、ここまで書かれている市はあまりないと思います。だから社協さんとのつながりとか、ものすごく今から大事になってくるかなと思います。ついでに私から1ついいですか。この1ページに書いてある「特別養護老人ホーム入所基準の厳格化」とか、要介護3以上しか入れないとかが原則です。そうやってきたときの、今度、施設整備のあり方というのが、より在宅にスイッチしていく部分がありますから、100床建てても人がいないから、多分60%稼働くらいしか今できないでしょう。私も県でいろいろやっていますが、ほとんど新しい事業所は50、60%稼働くらいで、それと待機者がいない市も出てきます。要介護3からしか入れなくなるわけですから、その分をできれば在宅の充実とか医療の充実のほうにスイッチされていくということで、施設整備の計画はもう少し考えられたほうがいいと思います。それと、多分、今から人材確保に対する計画も出さなくてはいけないと思いますから、「必ずこれだけの人材をこのように確保していきます」ということでなければ、施設整備は多分許されないようになってくると思うので、思った以上に特定施設とかが結構建っていま

すので、それだけの施設整備は、本当にしっかりと考えられた上で公募されるなり、対応されたほうがいいのではないかなと思いますので、意見として聞いていただければと思います。

中山委員：もう1つ、すみません。88ページに、先ほどの一番最初のときの質問で(6) オンデマンド交通高齢者移送サービス事業の、延べ利用者数の計画案が出ているのですけれども、平成29年度までにどう見ても高齢者人口が増えるような推計になっているにもかかわらず、数字的には延べ利用者数が伸びていないというのは、もう移動をあまりしないようになる高齢者も増えるだろうということで、この数字があまり揺れていないのでしょうか。

伊藤(幸)課長：これは年間の延べ利用者数になりますので、稼働日が少ないと、平成26、27年度と逆転しています。オンデマンドについてですか。

中山委員：88ページの(6)は、オンデマンドと移送サービスが一緒になっていますよね。

金崎部長：今のご質問は移送サービスについてですか。

中山委員：そうです。移送サービスについても、オンデマンドについても、数の推計が、この数は延べ利用者数の推計ですよ。1万6,592という平成26年度にある数字が、そのままほとんど踏襲されて、平成29年度まで同じような数字が並んでいるので、推計からすると高齢者人口が増えていくのに、利用者数があまり変化しないというふうに4年間かかっているのです。私は増やしてほしいと思ったのに増えていないので、これは逆に高齢者が後期高齢者になってしまって、あまり移動をする人がいなくなる分を差し引いて考えると、移動する世代がこのくらい的人数ではないかと考えて、こういう数字になったのかということ伺いたいのです。なぜ増えていないかと聞いたほうがいいですか。

伊藤(幸)課長：実は、市の計画の中でローリングをしているのですが、その数字なのです。予算というか、市の計画がありまして、その数字をここに載せただけです。

中山委員：市の計画にあたる数字なのですけれども、この数字の根拠は何なのかということ。予算から来る数字なのか。

伊藤(幸)課長：そうですね。オンデマンドに関しましては、現在そんなに増えてはいない状況があるのです。

中山委員：実績数としては増えていないのですけれども、先ほど言ったようにオンデマンドは抽選だったりするものですから、外れてしまうので、実際これは申込数では推計していないですね。実施数は決まった数しかないので、それ以上増えようがないのです。だけど、申込者は多いのです。

伊藤（幸）課長：移送サービスの話ですか。

中山委員：移送サービスにしても、オンデマンドにしても、結構大変なのです。

伊藤（幸）課長：まず1つずつお話をさせていただきます。

中山委員：一緒になっているから言っただけの話です。

伊藤（幸）課長：移送サービスに関しましては、先ほども言いましたように、6台で運行されていまして、取りあえず、その6台を増やす予定はないという形の市の計画です。

中山委員：高齢者人口が増えても増やさないのでですか。

伊藤（幸）課長：そうですね。そういう計画になっています。これはあくまでも企画政策課とのやりとりで、市の計画ということでこの数字になっています。オンデマンド交通に関しましては、先ほども言いましたように、これは年間の運行日数に応じて変動するのです。できれば、これは1日の平均人数のほうがいいとは思っていたのですけれども、ただ、これも同じように市の計画の中で決められた数字となっています。

中山委員：オンデマンドの台数も教えていただけますか。

伊藤（幸）課長：オンデマンドは、今現在7台運行しています。これはセダン型のタクシーで7台ですが、かなり余裕があります。目一杯で1日あたり140人くらいは乗れるのではないかと計算して、制度設計をしていたのですが、現在は、70～80人の間くらいの方が1日の利用件数です。

中山委員：こういう言い方をしたら悪いのですけれども、ご高齢の方たちに知らない方がまだたくさんいらして、なるべく会う人には言っているのです。

伊藤（幸）課長：これは、1 カ月に 500 円の乗車運賃がかかりますので、例えばニュータウンで路線バスのバス停が近い所だとか、あるいは、コミュニティバスは 200 円になりますので、こちらのバス停が近ければこちらを利用するという形があるのではないかと見ています。

中山委員：結構、お医者さんに通われるのに使われている方が多いのです。

伊藤（幸）課長：そうですね。成田病院だとか日赤に行かれる方が多いです。

中山委員：その大きい病院の所は、コミュニティバスが走っていたり路線バスがあつたりするのでいいのですけれども、そうではない、例えば眼科とか皮膚科とか耳鼻科という個人のお医者さんに行かれる方で、結構利用している方が多いのです。利用をするにあたり登録をしなくてはいけないとか、そういったことがよく知られていなくて、電話をしたら登録しないといけないと言われたからできなかったという話もよくあつたりして、そういう意味での周知が、今ひとつなされていないのかなど。一度利用すると便利で、ずっと使ってくれるのですけれども、利用されていない方はなかなかその一歩目が踏み出せないでいる方も多いようなので、やはりこれも周知というところをすると、爆発的にこれから広がっていくと思います。それから、これを利用しようと思う人が 70 歳以上でしたね。だから、これから先、今 60 代の団塊世代が 70 歳になったときに、みんな知っていますから、いきなり使い出すと思うので、大混雑になるのではないかと思います。今、平成 26 年度なので、平成 28、29 年度あたりに爆発的利用が起きるのではないかと、私は予想しているのですけれども、そこが全然反映されていない数字なので、市の計画のほうもそこを含めて考えていただければと思います。この計画で、団塊世代が 75 歳を超える平成 39 年度ということをしごく言っているのに、75 歳以上は平成 37 年度ですけれども、70 歳を超えてくるのはやはりその前になりますから、その前にそれが起きるということを想定して、ある程度計画案を立てられたらどうかと思います。この福祉関係のことを上位案から落としてきていますから、仕方がないのですけれども、そこは少し強調したほうが良いのではないかと思います。

湯川委員：総合事業の中で、今からどうしても重要視しなくてはいけないのは、生活支援だと思ふのです。そういうところで需要がある場合には、市の計画と言われるからどういう計画が、絶対これでなければ駄目ということではないと思ふのです。そのために今、第 6 期の介護保険計画をつくろうとしているわけですから。

少なくとも総合事業に関しては、制度内だけではもう収まらない。その中で最も重要視しているのが生活支援であるというところを基本に置いていただきながら、どういう需要があってどういうことをしていかななくてはならないか。また、決してそれが市のお金だけを出すのではなくて、社協さんとの連携がものすごく大事になってきますよということを伝えてあります。先ほど伝えたように、ボランティアをどのように育成していくのかとか、先ほどの団塊の世代の人たちが65歳で定年退職して、その人たちは、自分たちは高齢者と呼ばれるのは70歳以上だと言っている方もいるわけです。そのような方々に対してどのように人材という資源として育成していくのか、もっと大局的に物事を見ていただいてこの計画を作っていただきたいと思います。特に重要なのは生活支援だということは、理解していただきたいと思います。

金崎部長：申し訳ありません、書き方が少しあれかと思ったのですが、予算ベースで一応移送サービスとかオンデマンドを書いてありますので、人数的には変わらないというふうにはなっていますけれども、例えばオンデマンドでいきますと、今、課長が言いましたように、今は7台で運行しているのですが、実際には5台くらいで足りるくらいの人数なのです。でも、平成29年度までは7台でいきますので、人数的には増えていくと思います。ただ、予算ベースで書いてあるのですごく分かりづらく、何だ、増えないのかというふうに見られてしまうと思います。まだまだ余裕がある中でこの数ですので、この表現の仕方は変えたいと思います。

湯川委員：もう1ついいですか。生活支援コーディネーターの方が今から育成されて出てくると思うのですが、これでなくては駄目だと、画一的なことをやっていくと、多分この計画はできないと思うのです。私たちが今、自分の法人で考えているのが、買い物難民の人たちをどうしようかということです。例えば、それぞれの成田市の社会福祉法人のデイサービスの車というのは、朝と夕方しか使わないから、そういうものを利用してボランティアさんに回してもらおうとか、そういうことを考えていくのがコーディネーターだと思うのです。だから、今までこうしていたから今もこうだということではなくて、生活支援のところはもっと広く、いろいろな社会資源を見つめ直していただきながら計画策定をしていただきたいと思います。要望として聞いてください。

中山委員：意見ですが、よろしいですか。このオンデマンドなど、これをやることによって、少しは引きこもりとか閉じこもりがなくなると思うのです。自分で運転できないおばあちゃんたちがこれを利用して外に出ることで、認知症とか引

きこもりということがなくなって、少し人と関わることができることはいいことだと思うのです。そのことで、先ほど言っていた問題の健康年齢が少しでも後ろに引き延ばせるのであったら、それはそういう状態になってからケアをするよりもずっと安上がりで済むと思います。ぜひ介護予防という観点からも、オンデマンドと移送サービスというところを考えていただけるといいのではないかと、私は感じています。東京都に行くとき都バスが、年収によってですけれども1万円で乗り放題のバスのパス券があります。日中に乗りますと、10人のうち9人までがそのパスの方です。その方たちが自分で動いて、自分できちんとお医者に行ったり買い物をしたりすることで、やはり人と触れ合うことがあって、自分で動くこと、歩いて行くことで認知症の予防になったり、ケアを人に全部頼らないで済むことになっていると思いますので、ぜひそこは予防という観点からも、移動を助ける手段というのは非常に必要だと受け取っていただけたらいいかなと感じるので、よろしく願いいたします。

青木副会長：引きこもりとか、そういった問題というのは、評価は分からないですが、移動というものよりも、もう1つ地区のコミュニティ、いわゆる自治会とか町内会、そういった隣近所のお付き合いというのを、どうやってこれからもっと伸ばしていくかということがすごく大事だと思うのです。ある町内会を見ると「うちの世帯主は平均年齢がもう70歳を越している」というのが結構あるのです。ですから、そういったところで町内会とか、そういった活動を、年寄り並みの動き方というのを考えていかないと。今までの町内会のやり方でいいのか悪いのかは分からないのですが、今、こちらも非常に模索しているような段階なのですが、緩い集まりでいいから、やはり本当に地域の結びつきというのをもっと広げていくようなものをこの中にやっていくことが、いわゆる介護問題にも及んでくるかなと思います。正直言って、市民協働課がないので、市民協働課にもそういったことをやってもらいたい。NPOの問題も確かにそうなのです。ですから、いわゆる福祉全体をまとめていくような形でやっていかざるを得ないかと思っています。その辺もご検討いただければと思います。

会長：ありがとうございました。他に委員さんで、ご質問、ご意見ございますでしょうか。それでは、特にならなければ、介護保険事業計画の素案につきましてご承認いただいたということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。大変貴重なご意見等々頂きましたので、事務局も含めて、またさらに計画作成等々お願いしたいと思います。ありがとうございました。

事務局：本日は長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。次回の開催は1月27日を予定しております。そのときに、子ども・子育て支援事業計画について諮問をお願いする予定です。以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(閉会)

以上